諮問番号：令和２年度諮問第１５号

答申番号：令和２年度答申第２３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年１１月２２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）期末一時扶助費が１３，８９０円しか支給されていないが、少なすぎる。期末一時扶助費は、１００万円以上支給されるべきである。

（２）平成３０年１１月８日に国民年金の窓口に対して提出した障害状態確認届により年金の支給可否が決められるため、年金を収入認定する根拠がなくなっている。処分庁は、年金の支給がはっきり決まってから収入認定を行うべきである。

　　　処分庁は審査請求人に対し、仮に年金の支給が停止された場合には、後日、通帳を確認した上で、必要な額の保護費を追給する旨説明し、審査請求人の承諾を得たと弁明しているが、年金が停止され処分庁からの追給を待っていたら餓死することとなり、承諾はしていない。

　　　まともな福祉事務所であれば、障害状態確認届が提出された時点で年金の収入認定を止め、支給されることが決まってから改めて収入認定を行い、払い過ぎた保護費は法第６３条に基づき返還させるようにすると思う。

（３）前のケースワーカーは、立ち入り調査の際に法第２８条に基づく身分を示す証票（以下「立入調査票」という。）を提示していたが、今のケースワーカーや、二つ前、三つ前のケースワーカーは、何度も立ち入り調査に来ているにもかかわらず、一度も立入調査票を提示していなかった。処分庁は、法第２８条を守るべきである。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）期末一時扶助費について

審査請求人は、期末一時扶助費は少なすぎ、１００万円以上にするべきである旨主張しているが、処分庁は、厚生労働大臣が定める法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）の基準額どおり期末一時扶助費を認定したものと認められることから、審査請求人の主張は採用できない。

なお、保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁判決昭和４２年５月２４日民集第２１巻５号１０４３頁。以下「最高裁昭和４２年５月２４日大法廷判決」という。）。

（２）年金の収入認定について

処分庁は、審査請求人が障害状態確認届を提出しており、直ちに支給が停止されるものではないことを確認の上、引き続き年金の収入認定を行うこととしたものであり、支給が停止された場合には必要な保護費を追給することについて、審査請求人に承諾を得ていたものであると主張している。

審査請求人は、支給停止の可能性がある以上、先に収入認定を削除すべきであると主張しているが、障害状態確認届は期限内に提出されているため、年金の支給は継続することが見込まれ、支給が停止された場合は後日追給することとした処分庁の判断に違法又は不当な点があるとまではいえない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分は、法令等に基づいてなされた処分にすぎないことから、違法又は不当な点は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年８月６日　　諮問書の受領

令和２年８月７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：８月２８日

口頭意見陳述申立期限：８月２８日

令和２年８月１９日　第１回審議

令和２年９月１７日　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条は、保護の補足性の原理を規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。  
　そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

（５）第２８条第１項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第７７条若しくは第７８条（中略）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とし、同条第３項は、「第１項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。」と定めている。

（６）生活保護の基準額について、保護基準の別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費の額を定めており、１２月の基準生活費の額には、期末一時扶助費を加えること定めている。

なお、本件処分時の処分庁管内の１人世帯の期末一時扶助費の額は１３，８９０円と定めている。

（７）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（８）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、６か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

1. 平成２４年１０月１日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成３０年１１月８日付けで、審査請求人は、処分庁に対して、障害基礎年金の収入認定を削除することを求める保護変更申請書を提出した。

なお、上記保護変更申請書には、「障害状態確認届を〇〇〇役所にていしゅつするので年金がでなくなるかのうせいがあるのでしょうがいきそねんきんをしゅうにゅうにんていしてせいかつほごひをさげるこういをやめてください」と記載されている。

（３）平成３０年１１月８日のケース記録票には、「（主）〔審査請求人〕より、障がい年金にかかる書類提出あり。」、「障がい年金について（中略）年金が止まるかもしれな〔い〕と言い、年金の認定をしないでほしい、と言う。」と記載されている。

（４）平成３０年１１月２２日付けで、処分庁は、同年１２月分保護費に期末一時扶助費を認定する本件処分を行った。

　　　なお、本件処分の通知書には、保護決定理由が「期末一時扶助費の認定」、最低生活費内訳が「生活扶助　ア基準額７７，９４０　イ加算額１７，５３０　ウ冬季加算２，５８０　エ期末一時扶助１３，８９０　住宅扶助４２，０００　合計１５３，９４０」、収入充当額が「６４，９４１円」、支給額が「８８，９９９円」と記載されている。

（５）平成３０年１１月２８日のケース記録票には、「１１月２０日に〇〇ＣＷ〔ケースワーカー〕が訪問した際に、立ち入り調査票を見せなかった、法２８条で提示することになっているはずだ、今まで提示したのは〇ＣＷのみ。〇〇さんも〇〇さんも見せたことがない」、「家庭訪問時にはＣＷは立ち入り調査票を携帯はしている。法２８条には「関係人の請求があるときは、提示しなければならない」と記載されているが、（主）〔審査請求人〕は請求したのか？と聞くと、「毎回請求したかははっきり覚えていないが、こうやって電話していること自体、その時に請求したってことと思いませんか」と言う。」と記載されている。

（６）平成３０年１１月３０日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）期末一時扶助費及び年金の収入認定について

ア　法の趣旨及び保護費の額を決定する仕組みは、前記第３の審理員意見書の要旨に記載のとおりである。法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて厚生労働大臣が保護基準を定めている。

保護基準の別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基礎生活費を規定しており、処分庁管内の本件処分時における１人世帯の期末一時扶助費の額は、前記１（６）のとおり１３，８９０円である。

イ　本件処分は、期末一時扶助費１３，８９０円を含む生活扶助費１１１，９４０円に住宅扶助費４２，０００円を加えた最低生活費１５３，９４０円から局長通知の第８の１（４）アにより、障害基礎年金の月額６４，９４１円を収入充当額として認定し、平成３０年１２月分の保護費の支給額を８８，９９９円として決定を行ったもので、その算定には誤りは認められない。

ウ　審査請求人は、このような保護基準自体が日本国憲法第２５条の定める「最低限度の生活」を保障するものではないとの主張を行っているものと推測できる。

この保護基準は、日本国憲法第２５条の定める「最低限度の生活」を保障するものでなければならないが、何が健康で文化的な「最低限度の生活」であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委ねられているものである（最高裁昭和４２年５月２４日大法廷判決）。

（２）調査手続の瑕疵について

審査請求人は、ケースワーカーの立入調査票に係る不提示を主張するが、前記２（５）のとおりケース記録票には、家庭訪問時にはケースワーカーは立入調査票を携帯している旨の記載があるものの、処分庁は、弁明書において何ら述べていない。

保護費の調査に際して、「ケースワーカーが立入調査票を携帯していなかったことにより、本件処分が違法となるか」、「立入調査票の不携帯という手続的瑕疵が、保護変更処分において違法性を構築する要素となるか」について検討する。

調査手続の瑕疵は、一般的には、それが重大なものでない限り、後続処分の違法事由を構成しないと解される。仮に、本件においてケースワーカーが立入調査票を携帯していなかったとしても、立入調査票の不携帯は、手続上の重大な瑕疵とまでは言えないから、本件処分が違法となることはない。また、本件処分を取り消すべき、不当なものであるとも認められない。

（３）以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇